

御屋敷山墓苑使用規則

- 第 1 条 御屋敷山墓苑（以下当墓苑という）を使用する者は、この規則に従うものとする。
- 第 2 条 当墓苑は宗旨宗派を問わず、使用することができる。
- 第 3 条 当墓苑は、墳墓及び供養塔のために使用し、これ以外の目的に使用することはできない。
- 第 4 条 当墓苑を使用希望者は、墓地永代使用申込書に所定の事項を記載し、別に定められた永代使用料（以下使用料という）を所定の時期に納付しなければならない。
- 第 5 条 使用料を完納したときは、墓地永代使用承諾書（以下承諾書という）の交付を受けるものとする。
- 第 6 条 当墓苑の使用承諾を受けた者は、当墓苑の環境施設及び維持管理の為、毎年4月1日から翌年3月31日までを1年間とし、年間管理料 3,000 円を納付するものとする。
- (1) 納付方法は、毎年4月1日～4月30日までに、下記「御屋敷山墓苑事務局」指定の郵便口座に振込むものとする。振込取扱票は、前以て事務局より発送するものとする。
- 記 ※ 加入者名【御屋敷山墓苑事務局】01570-1-7869
- (2) 管理料とは、苑内の清掃(承諾書の区域を除く)、環境の整備、道、水路の維持及び管理事務に要する費用であって、物価の著しい変動に応じて変更することがある。
- 第 7 条 墓苑の使用者が、住所及び姓の変更があったときは、直ちに事務局にその旨を届出、訂正を受けなければならない。
- 第 8 条 埋葬に当たっては、事務局に市町村の発行する改葬又は、火葬許可書を提出し、埋葬しなければならない。
- 第 9 条 **墓苑の使用者は、この使用権を、第三者に譲渡及び、転貸する事はできない。**墓苑の使用者が死亡した場合には、継承者から事務局に継続して使用する旨、書面を以て届け出、所定の手続きをしなくてはならない。
- 第 10 条 使用者は、墓地設備を施さず埋葬してはならない。尚、土葬については、これを許可しない。
- 第 11 条 埋葬場所の設備については、下記事項による。
- (1) 工事着手に際しては、事前に当墓苑所定の書式により手続きをすること。
- (2) 設備工事については、事前に当墓苑墓地工事規定による。
- (3) 使用範囲を明確にする為、原則として石にて境石を築くこと。
- (4) 永代管理の責任上、施工については当墓苑指定の石材店に限るものとする。
- 当墓苑の指定業者は、金子石材㈱とする。
- (5) 使用者は、墓地内の植木については手入れを行なうこと。
- (6) その他の事項についてはその都度協議する。

- 第 12 条 使用者が使用権を放棄するときは、原状に復し承諾書を添え、その旨書面を以って管理者に届出なければならない。放棄された使用権は当墓苑に帰属し、既納の使用料及び管理料は原則としては返還しない。
- 第 13 条 次の各項に該当する場合は使用権を取り消すことができる。
- (1) 他の使用者の信仰に圧力を加えたり近隣の迷惑になるような行為をしたとき。
- (2) 使用規則、並びに墓地工事規定に著しく違反したとき。
- 第 14 条 次の各項に該当する場合は、『墓地埋葬等に関する法律』の規定に基づき、無縁墓地に改葬することがある。但し、この場合は当墓苑において供養する。
- (1) 使用者が死亡した日から3年以上経過しても祭祀を継承する者がいないとき。
- (2) 使用者が住所不明となり、かつ縁古者がなく3年以上経過したとき。
- (3) 管理料の納入が3年以上なかったとき。
- (4) 使用者である法人が解散したとき。
- 但し前各項の場合は事前に、永代祭祀または永代管理等の依頼申し込みをされれば当墓苑管理者が責任もって永代祭祀または永代管理をいたします。
- 第 15 条 墓地使用権を継承するときは、継承原因を証する書類並びに住民抄本を添付し、所定の届出をしなければならない。
- 第 16 条 承諾書の再交付、使用権の継承、又は使用証明書請求等の場合には、別に定める手数料を納めるものとする。
- 第 17 条 前各項に定めなき事項については、「墓地埋葬に関する法律」及び御屋敷山墓苑事務局に従うものとする。
- 第 18 条 当御屋敷山墓苑事務局は、下松市美里町4丁目6番29号金子石材(株)内におく。

附則	昭和	52	年	4	月	1	日	施行
	平成	14	年	4	月	1	日	改定
	平成	22	年	4	月	1	日	改定